

5 物件調書

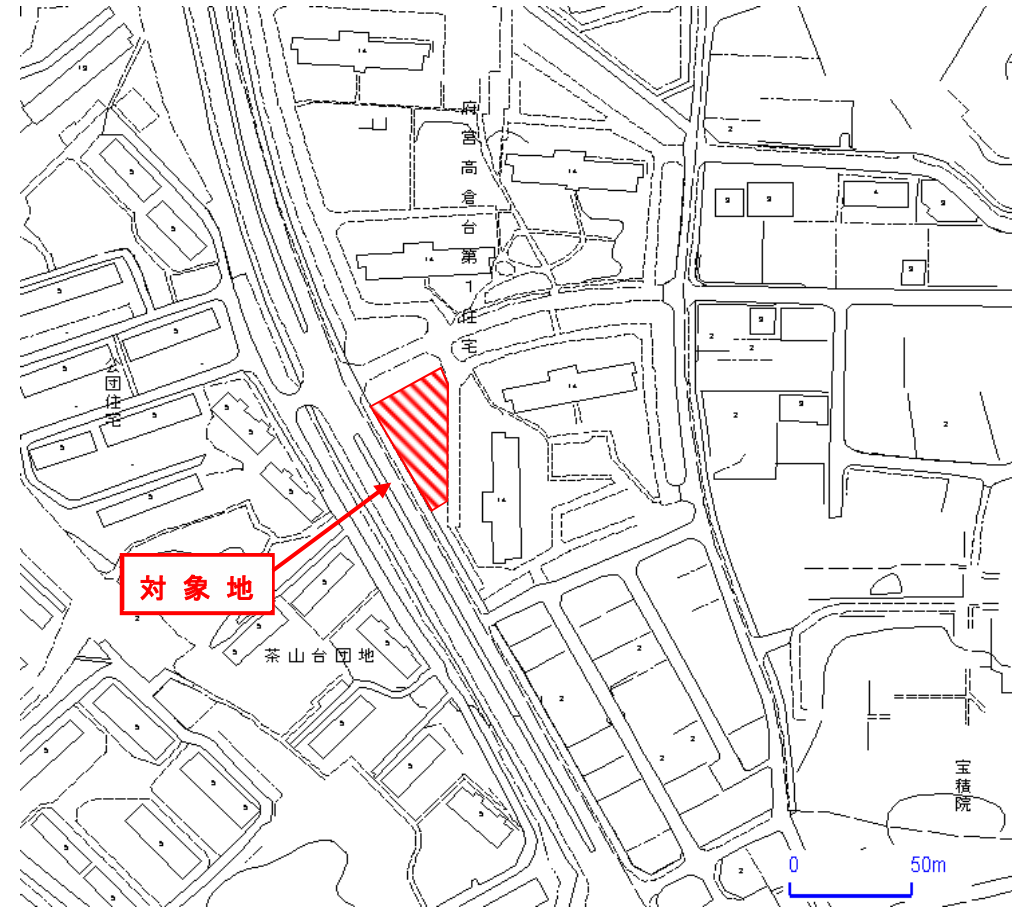
- この調書は、現地を確認する上での参考資料です。入札参加申込みの前に、必ず現地をご確認ください。
- 最寄り駅からの距離は、駅から物件までの概ねの直線距離を表示しています。
- 土地利用に必要な接道条件(幅員、連続性等)については、関係機関と十分協議してください。
- 各種供給処理施設(上・下水道、電気、ガス等)の利用にあたっては、各事業者と十分協議してください。

物 件 明 細

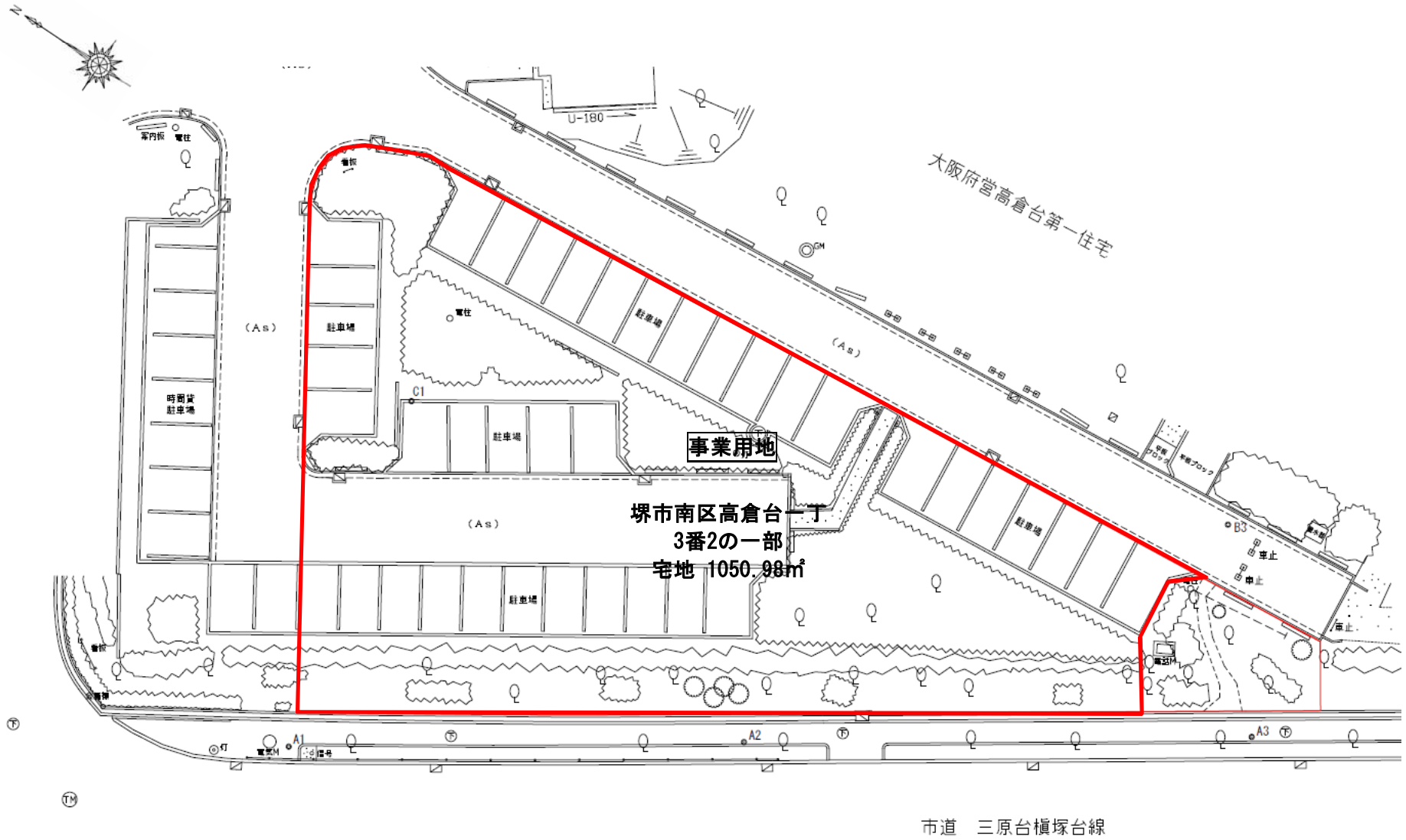
物件番号	事業用地名称	高倉台第1住宅用地			交通機関	泉北高速鉄道「泉ヶ丘駅」下車 南東 約800m		
1	所在地	堺市南区高倉台一丁3番2の一部						
面積	貸付面積 1,050.98㎡	地目	宅地	供給処理施設の状況	区分	配管等の状況	照会先及び電話番号	
					公営水道	有	堺市上下水道局営業部給排水設備課 072-250-4697	
電気	有	関西電力(株)南大阪営業所 072-233-2052						
都市ガス	有	大阪ガス(株)マップメンテナンスセンター 06-6202-2141						
公共下水道	有	堺市上下水道局下水道部下水道管理課 072-250-9116						
接面道路の状況	西側：幅員 18.74mから21.74m（認定幅員） （市道三原台榎塚台線）							
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域		【留意事項】 1. 工作物や設備配管などの地下埋設物、その他当該貸付地に存するものすべてを現状有姿で貸付しますので、物件の引渡しはあるがままの状態です。 2. 地上又は地中の別に関わりなく、これら工作物等を撤去、移設等される場合は落札者の責任（費用負担含む）において関係法令を遵守のうえ適切に実施してください。 3. 賃貸借契約の締結後に、この物件に隠れたかしが発見されても、その担保責任は一切負いません。 4. 本物件明細に記載の供給処理施設の状況は、各種台帳等により調査したものです。接続等については落札者において各施設管理者と協議してください。また、現状と違う場合は施設管理者と十分に協議し現状に合わせて施工してください。 5. 事業内容について、堺市建築都市局ニュータウン地域再生室と事前協議を行ってください。 【連絡先：堺市 建築都市局 ニュータウン地域再生室 電話 072-228-7530】 6. 本貸付地内に電力供給中の関西電力(株)の電柱が1本（架空線とも）あります。移設が必要な場合は本府、関西電力(株)等と事前協議の上実施してください。 【連絡先：関西電力南大阪営業所 電話 072-233-2052】 7. 市道三原台榎塚台線側に新たに車両進入口を設ける場合は一箇所限りで幅員6mまでとし、位置・構造等については、堺市、南堺警察署及び南海バス(株)営業課と事前に協議してください。 【連絡先：建設局 土木部 南部地域整備事務所 電話：072-298-6572】 【連絡先：南堺警察署 交通課 電話：072-291-1234】 【連絡先：南海バス(株)営業課 電話 072-221-0781】 8. 水道の供給については、（参考）水道管敷設図に示す管のうち、D75の管からの分岐はできません。D300又はD100から分岐するものとし、工事の際には不断水工事としてください。計画にあたっては事前に堺市及び本府と協議してください。また、D100からの分岐とした場合は、府営住宅敷地内を通る区間の賃料が別途発生します。 9. 都市ガスの供給については、（参考）ガス管敷設図に示す管から分岐可能です。計画にあたっては、事前に大阪ガス(株)及び本府と協議してください。 10. 下水道への接続は（参考）雨水管敷設図、汚水管敷設図に示す施設に接続可能ですが、府営住宅				
		用途地域	第一種中高層住居専用地域					
		地域地区	第二種高度地区、準防火地域、宅地造成等規制区域内					
		建ぺい率	60%		容積率	200%		
	その他の法令等	埋蔵文化財包蔵地 <small>すえむらようしぐん</small> （陶邑窯跡郡） ※当該地における届出及び本掘不要						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無						

			<p>敷内に新たに敷設する部分については、別途賃料が発生します。計画にあたっては事前に堺市及び本府と協議してください。</p> <p>11. 上記の他、本実施要領「3-2 貸付物件の条件」(1)(2)(3)及び「3-9 その他の注意事項」を遵守してください。</p>
--	--	--	---

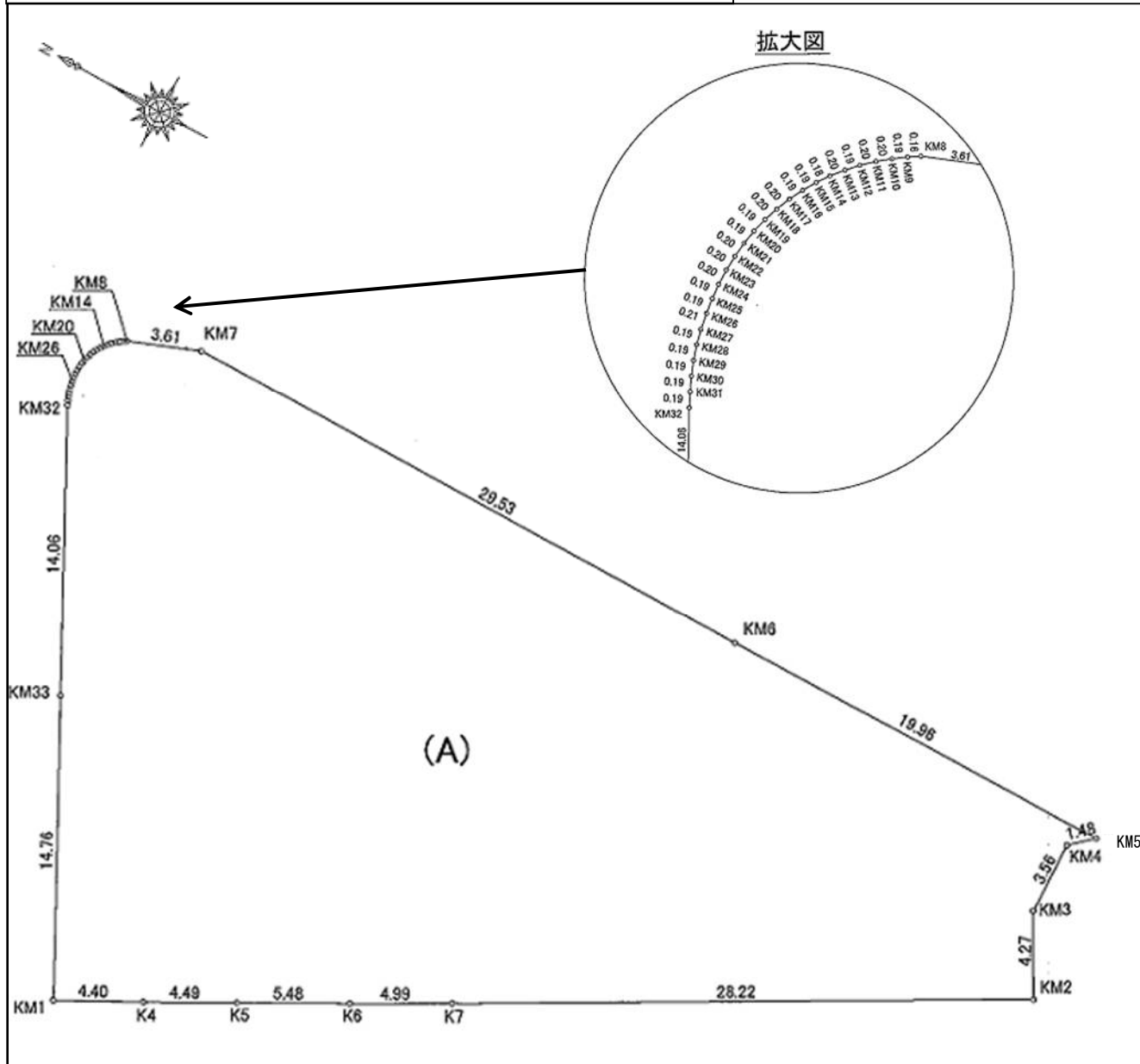
(1) 位置図



(2) 平面図



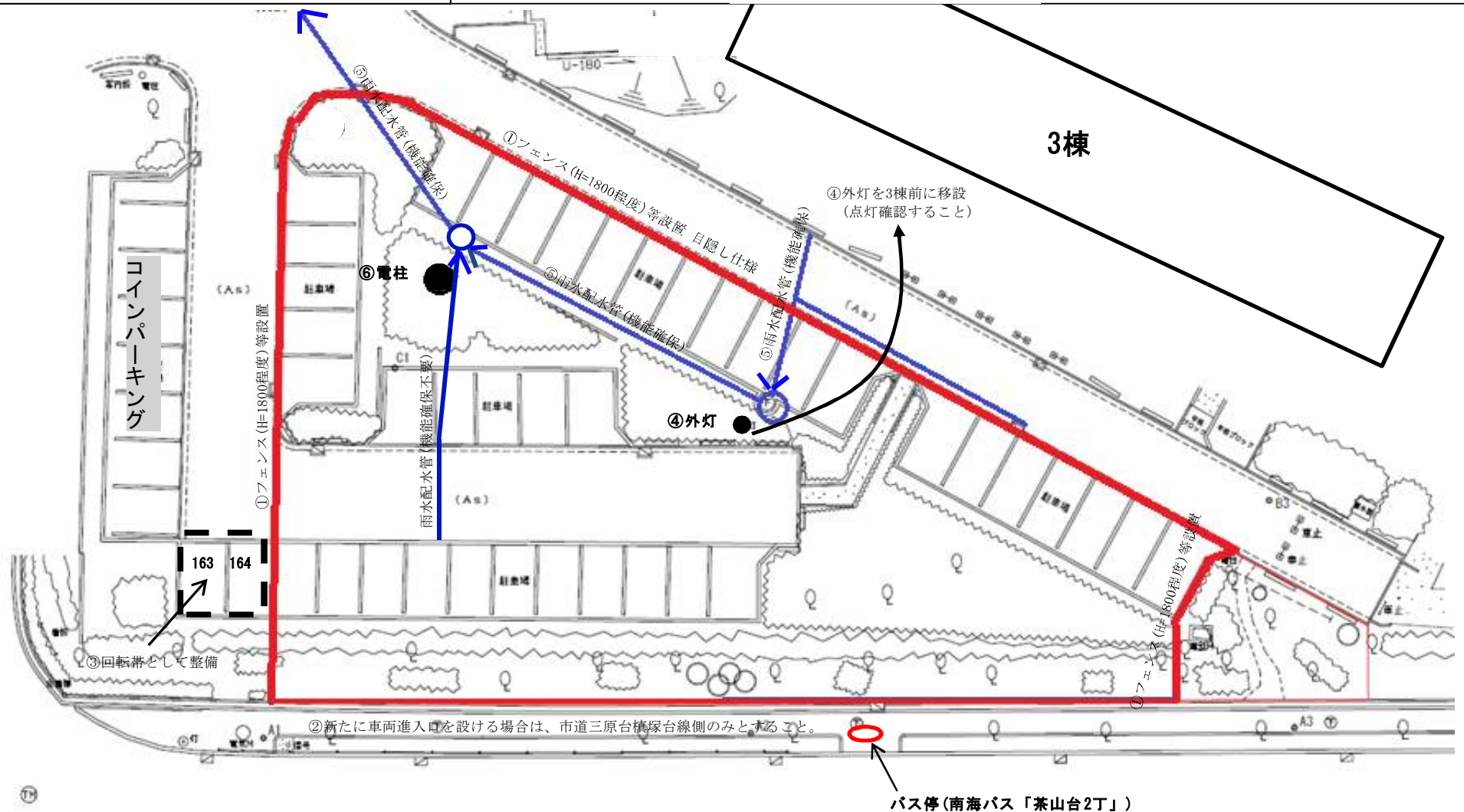
(3) 丈量図



座標求積表

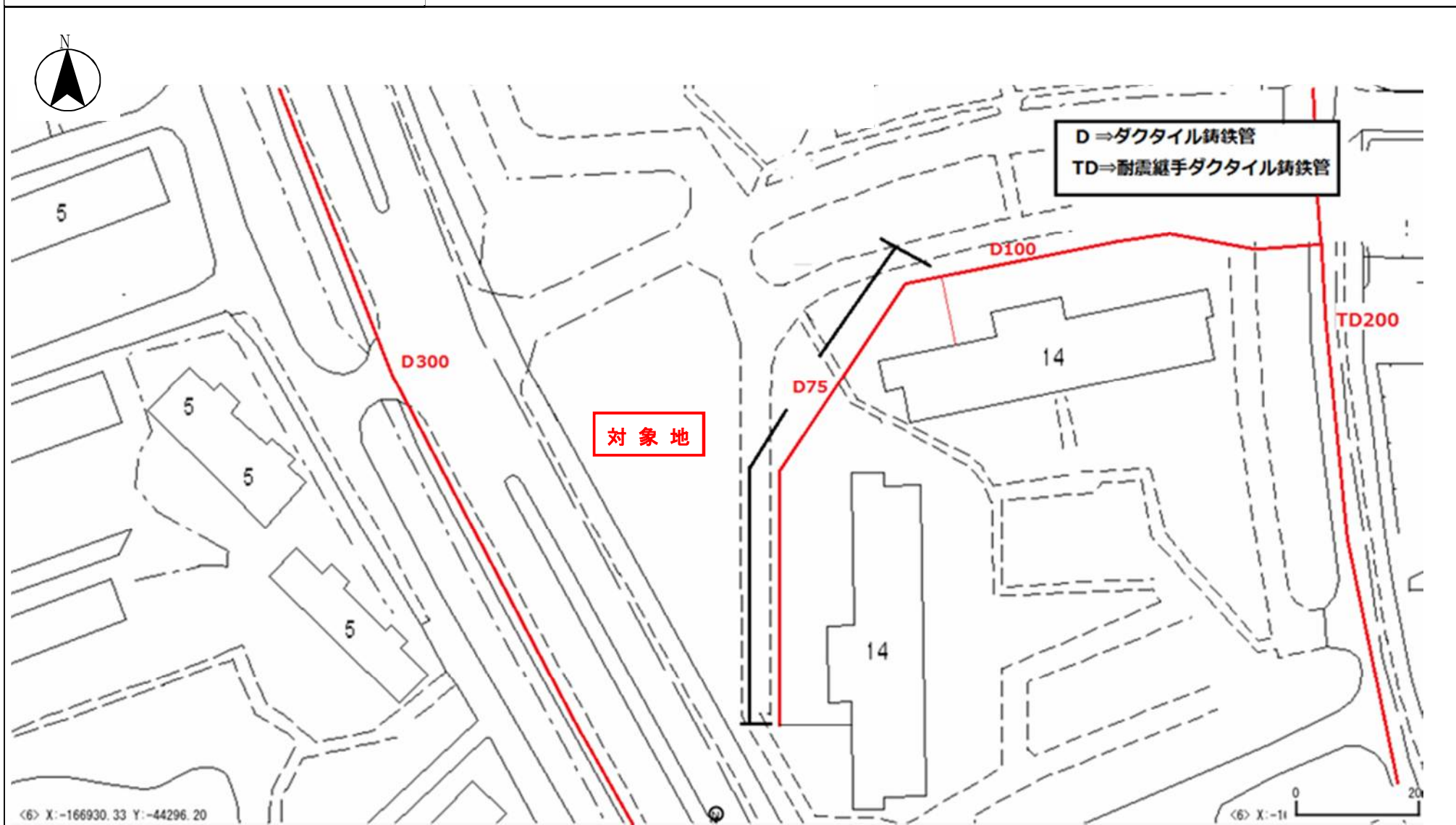
地番 測点	(A)3-20の一部			距離
	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1})Y _n	
KM1	-166993.596	-44206.799	469343.584983	4.40
K4	-166997.508	-44204.776	346466.249208	4.49
K5	-167001.479	-44202.661	389602.254054	5.48
K6	-167006.322	-44200.083	407966.766090	4.99
K7	-167010.709	-44197.696	1286418.139776	28.22
KM2	-167035.428	-44184.071	1000990.128505	4.27
KM3	-167033.364	-44180.326	-92469.422318	3.56
KM4	-167033.335	-44176.759	47799.253238	1.48
KM5	-167034.446	-44175.770	-832934.143350	19.96
KM6	-167014.480	-44175.771	-2186744.840271	29.53
KM7	-166984.945	-44175.695	-1453998.825230	3.61
KM8	-166981.566	-44176.968	-155502.927360	0.16
KM9	-166981.425	-44177.053	-13385.647059	0.19
KM10	-166981.263	-44177.169	-14269.225587	0.20
KM11	-166981.102	-44177.293	-13915.847295	0.20
KM12	-166980.948	-44177.431	-12767.277559	0.19
KM13	-166980.813	-44177.572	-11795.411724	0.20
KM14	-166980.681	-44177.725	-10691.009450	0.18
KM15	-166980.571	-44177.877	-9454.065678	0.19
KM16	-166980.467	-44178.045	-8747.252910	0.19
KM17	-166980.373	-44178.219	-7598.653668	0.20
KM18	-166980.295	-44178.404	-6538.403792	0.20
KM19	-166980.225	-44178.592	-5345.609632	0.19
KM20	-166980.174	-44178.783	-3843.554121	0.19
KM21	-166980.138	-44178.974	-2694.917414	0.20
KM22	-166980.113	-44179.174	-1678.808612	0.20
KM23	-166980.100	-44179.375	-618.511250	0.20
KM24	-166980.099	-44179.577	618.514078	0.19
KM25	-166980.114	-44179.775	1767.191000	0.19
KM26	-166980.139	-44179.971	2562.438318	0.21
KM27	-166980.172	-44180.182	3357.693832	0.19
KM28	-166980.215	-44180.375	4506.398250	0.19
KM29	-166980.274	-44180.563	5566.750938	0.19
KM30	-166980.341	-44180.749	6450.389354	0.19
KM31	-166980.420	-44180.930	7245.672520	0.19
KM32	-166980.505	-44181.108	265895.949868	14.06
KM33	-166986.891	-44193.641	578538.954331	14.76
		倍面積	2101.974063	
		面積	1050.9870315	
		地積	1050.98 m ²	

(4) 土地利用条件図



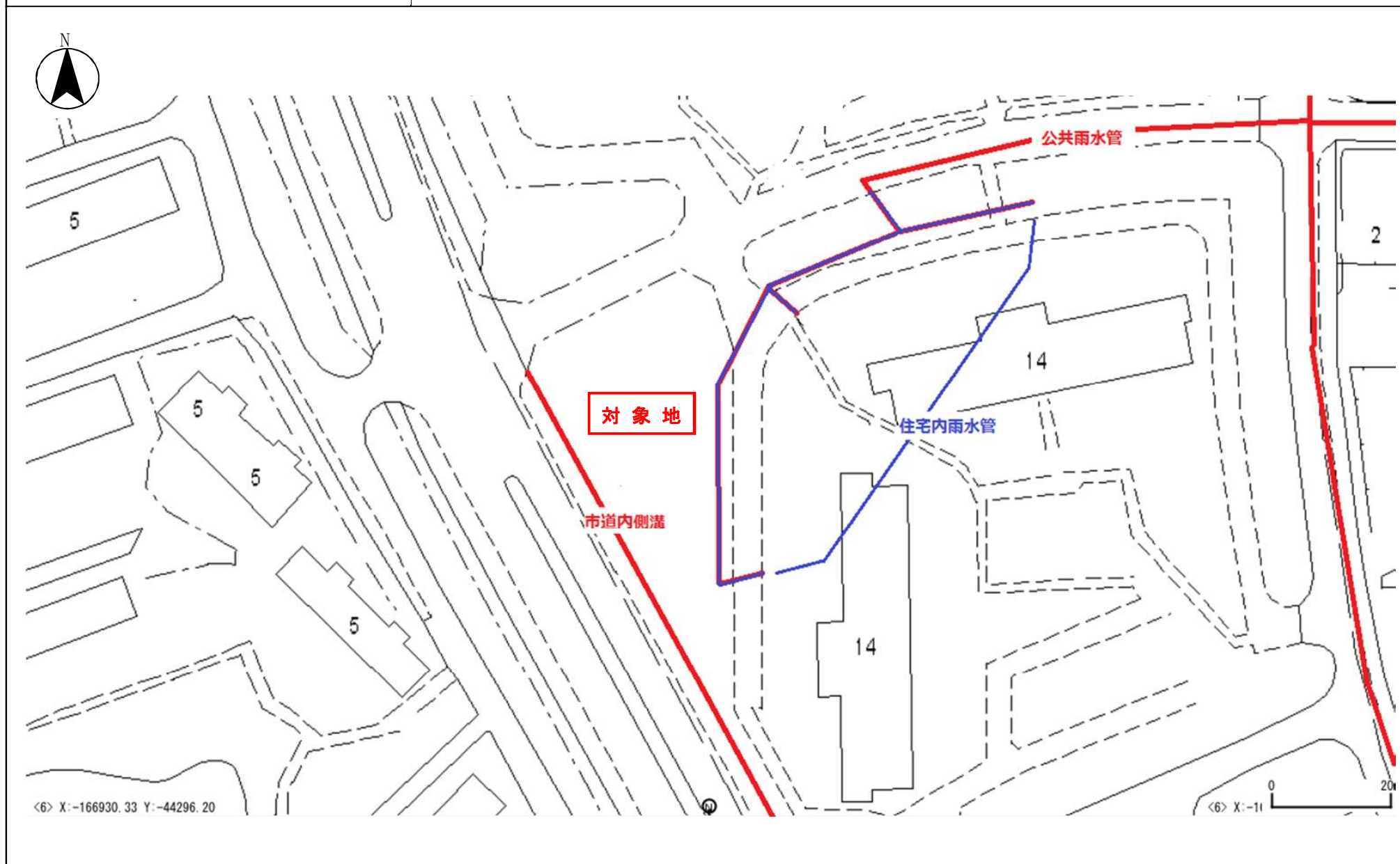
- ① 貸付対象地周囲については、出入り口部分等を除きフェンス (H=1800 程度) 等を設置して下さい。また、3 棟側は目隠し仕様とし、歩行者が通行できる出入口を設けること (幅 2m 程度、門扉設置不可)
- ② 新たに車両進入口を設ける場合は、市道三原台横塚台線側のみとすること。
- ③ コインパーキング利用者の出入庫円滑に行えるよう、駐車場 163・164 区画を回転帯として整備すること。
- ④ 外灯を 3 棟前に移設すること。
- ⑤ 貸付対象地内の雨水配水管 (人孔・会所合) の排水機能を確保すること。(協議の上、移設可能)
- ⑥ 電柱は協議の上、移設可能です。

(参考)水道管敷設図



※ 給水管は D75 からの分岐はできません。

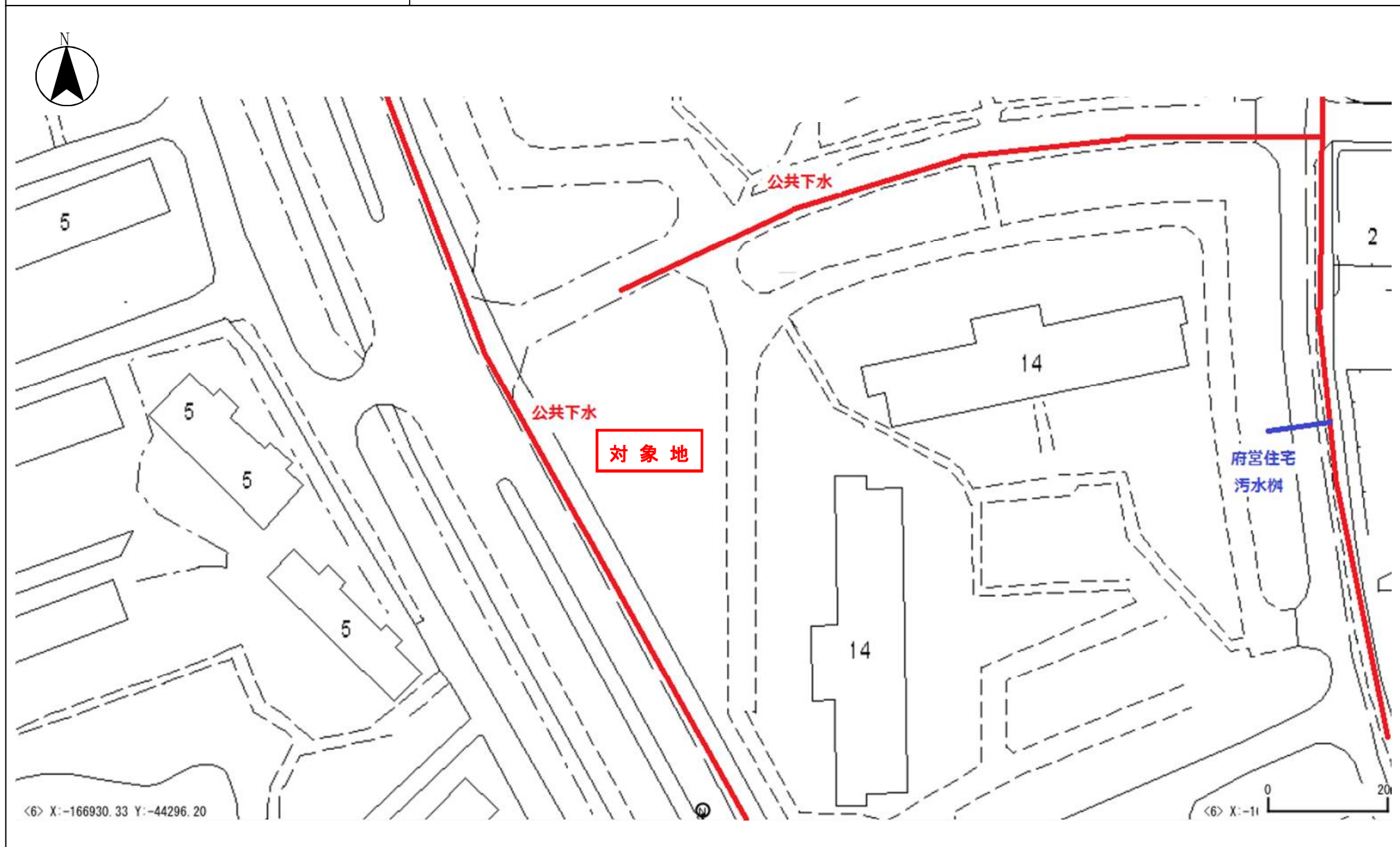
(参考)雨水管敷設図



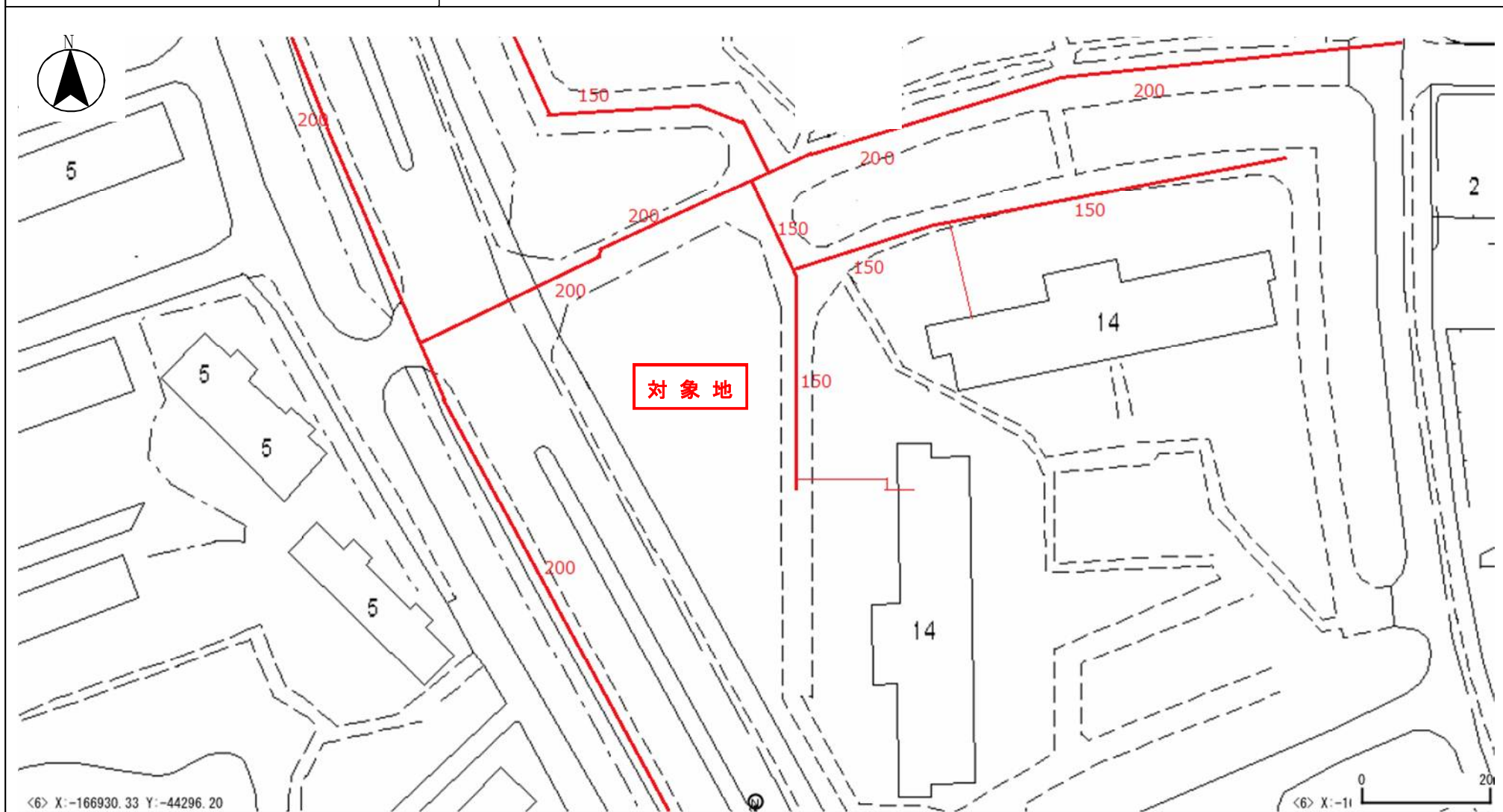
<6> X:-166930.33 Y:-44296.20

<6> X:-11

(参考)汚水管敷設図



(参考)ガス管敷設図



※大阪ガス株式会社 導管図より転記